

平成 20 年 11 月 28 日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 安 富 潔

鎌倉市情報公開条例の解釈・運用について（答申）

平成 20 年 7 月 25 日付鎌総第 204 号をもって諮問のありました事案につきましては、次のように答申します。

- 1 業務時間内に市のパソコンを公用で使用して、メールのやりとりのすべての文書は公文書ではないか。

鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）は「行政文書」について定義規定を設けている（条例第 2 条第 2 号）が、「公文書」の概念についての定義はないので、条例に照らして、公文書に該当するかは判断できない。

しかし、業務時間内に市のパソコンを公用で使用して行ったメールのやりとりのすべての文書について「行政文書」といえるかについては、その実質において、行政文書といえないものがあり得ると思料する。

- 2 職員と弁護士とのメール等に関して、組織的に用いられている、いないの判断は、何を根拠にだれが、どこで決めているのか。

職員と弁護士とのメール等に関して、組織的に用いられているか否かの判断は、条例並びに解釈及び運用の基準を根拠として、実施機関が判断するものとされている。